

港区告示第二百六十一号

マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第三十四条第一項の規定に基づき、ゲッツビルマンション建替組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十四条第一項の規定により、左記事項を告示します。

令和八年八月十七日

港区長 清 家 愛

記

一 組合の名称

ゲッツビルマンション再生組合

二 再生前マンションの名称及びその敷地の区域

(一) 再生前マンションの名称

ゲッツビル

(二) 再生前マンションの敷地の区域

東京都港区六本木三丁目百二十一番一、百二十一番三

三 再生後マンションの敷地の区域

四 東京都港区六本木三丁目百二十一番一、百二十一番三
事業施行期間

令和六年二月二日から令和十一年十一月三十日まで

五 事務所の所在地

東京都中央区八重洲二丁目十番五―四〇二号

六 設立認可の年月日

令和六年二月二日

七 組合の名称の変更の内容

(一) 変更前

ゲッツビルマンション建替組合

(二) 変更後

ゲッツビルマンション再生組合

八 組合の事業施行期間の変更の内容

(一) 変更前

令和六年二月二日から令和十年五月三十一日まで

(二) 変更後

令和六年二月二日から令和十一年十一月三十日まで

九 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

令和八年八月十七日